

本人が外部から全く切れているので心理的動議をまかり名前を云えは釈放してやる等と、早くが、有利に無きことは全く何の調書に關係が無くとも雑談等も彼らにとりて一切口をきかぬ。氣を許したら最後です。氏名住所は黙否は無いです。そんなことはには關係ありません。しやうな、しやうが重要。弁護士の選任とてかの右意の要求以外、言も話も、黙否しますの一点張る。注意するとは警察官に黙否しても他の人(同房者等)に話したら何なりとも。実際に女8の時は、同房の中に警察のスパイがいて、学生の名、学校等が判名した事実がある。捕らるる人、何れも名前を出さず、留置番で名前を出す。

署名、印一切なし。

検事から勾留請求をうけた才判官はすみやかに被疑者を尋問し、勾留の必要があるならば、10日間の勾留をつけることができます。10日間で起訴するか釈放するか決まらな場合は才判官の決定で更に10日間延長できる。例外として5日間の延長が認められる。場合ごとに才判官が勾留を決定できるのは、罪を犯したと疑うに足る理由がある。

- ①住所不定
  - ②罪証隠滅
  - ③逃亡の恐れ
- のいづれに相当する場合に限っているが、黙秘を理由に住所不定を勾留したりするが、これは政治的判斷が働いてあり、黙否をくするも住所、氏名を言っても、才判官に別な理由をつけて勾留するから、才判官に対して黙否を貫徹するが、原則である。しかし、場合によっては住所、氏名を云えば、勾留がつかない。

警察の待時間は48時間で、検事時間内に取調べをさせ、検察方に送致(地検送り)の手続きをとり、時は釈放しなればならぬ。時は釈放しなればならぬ。谷源してやるから話せし等し肉体的苦痛を供する手段として用いていることがあるが、弁護士に連絡をして、自らの手紙を伝えると共に、事実(身ぶり)手段による自白の強要があったことを報告せよ。

●検事の勾留

警察署から地検に連行される。検事の待時間は警察が送致してから24時間(逮捕してから通算して起訴時間)以内に被疑者を取調べ、起訴するか釈放するか(地検)をきき、ききならぬ場合は才判官に勾留の請求をしなければならぬ。もらへん検事の取調べの際も完全黙否。

可能性が多く個人も組織にもほとんど影響を及ぼさぬ。あるが、これは具体的な場合に、検事、争争委員会、裁判官、弁護士の検討して、勾留尋問の前の弁護士接見の時に、弁護士に指示してもらい、完結で通ずる(指示がない場合は、勾留が決定した、永久に完全)連絡してふる。云うこと。

●勾留 検事の待時間(合計10日)10日間

才判官が前記の理由で勾留を決定すると、検事が取調べを行い、この期間に起訴が釈放かを決定する。検事調べも非常に巧妙だが、紀対何もいへばならぬ。署名、印もなし。特に10日目に延長(再展10日)がつくと、くる来々休むという増す。